

【広域情報】今後の水際措置について(2023年4月29日以降順次適用)に関して

2023年4月28日

日本の水際措置は以下のとおりとなります。詳細については以下のリンク先をご確認ください。

https://www.anzen.mofa.go.jp/info/pcwideareaspecificinfo_2023C022.html

4月29日午前0時(日本時間)から(5月8日午前0時開始予定から変更となりました)

全ての入国者に対して、「出国前72時間以内に受けた検査の陰性証明書」及び「ワクチンの接種証明書(3回)」のいずれも提出を求めません。

なお、イランでの搭乗手続き時に航空会社職員の認知不足によるトラブル発生の可能性が払拭できないこと、また、イラン入国に際しては、引き続き、12歳以下を除き、新型コロナウイルス感染防止のための防疫措置の一環として、到着14日以前の英文ワクチン接種完了(Fully Vaccinated)証明書又は到着前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の携行を義務づけられていることから、いずれかの証明を携行していただくようお願いします。

(以下、ご参考)

イランの水際措置については、国際航空運送協会(IATA)のホームページによれば現時点で以下のとおりとなっておりますのでご注意くださいと共に、最新の情報収集に努めてください。

国際航空運送協会(IATA)のホームページ

(<https://www.iatatravelcentre.com/world.php> (地図上のイランをクリック))によれば、イラン入国に際しては、12歳以下を除き、新型コロナウイルス感染防止のための防疫措置の一環として、到着14日以前の英文ワクチン接種完了(Fully Vaccinated)証明書又は到着前72時間以内に受けた検査の陰性証明書の携行を義務づけられています。